

塩崎恭久厚生労働大臣、羽生田俊参議院厚生労働委員長、委員会理事、委員宛

## 介護保険法改正案に対する要望書

国際婦人年連絡会 世話人 實生 律子  
紙谷 雅子  
大倉多美子

国際婦人年連絡会（全国組織 34 団体）は 1975 年の国際婦人年以来「平和・開発・平等」を掲げて活動している NGO 組織です。

今の通常国会で介護保険法改正案「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が審議されています。介護保険制度は「介護の社会化」をめざしながらも、数度の法改正と介護報酬の見直しで、給付抑制と負担増が行われてきました。今回、2014 年の法改正の検証がされないまま新たな提案がされていることに、不安を感じます。

特に、要支援 1・2 の市区町村総合事業への移行は時期がバラバラで、約 6 割が今年 4 月からの実施です。自治体の現場が苦勞している状況がみられ、交付金の算定が厳しいため自治体の財政事情により格差が出る懸念もあります。厚労省の描く多様な主体の参入も簡単ではありません。要支援サービスは要介護への移行を防ぐ重要な役割があり、検証が必要です。

今回の改正案では「制度の持続可能性の確保」のためとして、2014 年の改正で 2 割負担となった認定者のうち、年金収入等 340 万円以上を 3 割負担にするとしていますが、これでは介護サービスを利用できない人が増え、介護度悪化につながるのでは反対です。厚労省資料でも 1 割負担よりも 2 割負担者の利用率が低くなり、施設利用者の「補足給付」が厳格化され高額介護療養費上限も上げられたため、サービスを控えている状況がうかがえます。高齢者虐待や家族介護者の離職にもつながりかねません。そもそも介護保険は保険料でまかなわれているので、利用者負担はできるだけ公平であるべきです。

高齢となっても住み慣れた地域で過ごしたいという高齢者や家族の要求はありますが、核家族化で一人暮らしや老夫婦のみの世帯が増え、「施設から在宅へ」の移行は利用者、家族、介護従事者に不安を与えています。施設や在宅支援の環境整備を十分に行い、在宅が無理な人は施設を選べる制度を求めます。

介護の労働者不足が深刻です。退職する人が多く、資格を持ちながら介護以外の職種に就いている人も多いと言われています。賃金や休暇などの待遇改善が急務です。

以上の理由から、介護保険法改正案の審議にあたって、以下のことを要望します。

### 記

1. 要支援 1・2 の市区町村総合事業への移行状況と結果を調査し、公表すること
1. 利用料 2 割負担、特養入居要件要介護 3 以上、補足給付の厳格化、高額介護療養費上限引き上げなど、2014 年法改正による影響を調査し対策を行うこと
1. 今回の利用料 3 割負担の提案には反対です。対象者を富裕層にしぼること
1. 「地域包括ケア」は環境整備を行い、施設か在宅かの選択を可能にすること
1. 生活支援のサービスが減らされないよう、自治体を支援すること
1. 介護労働者の処遇改善を急ぐこと